

2021年度 鳥取県西部地区 幼稚園教諭・保育教諭・保育士等 合同研修会

子どもの人権を守り・育む保育(前半)

常磐会短期大学
ト田真一郎

1

1、「教育改革」と子どもの居場所を考える

2

現代社会を生きる子どもたちに
どのような教育が必要なのか

ある立場からの「教育改革」がめざすもの

- 子どもたちは競争社会の中を生き抜いていかないといけない。義務教育の間に世界中の同年代の中で生きるための基礎部分を培うことは大事
- 現在の競争社会で生きていくために役立つ力を育てるの教育

→この考え方の先に、どのような社会が実現するのか？

- 現行の学習指導要領の改訂で示された「社会に開かれた教育課程」という考え方
→ 諸刃の剣
- 「社会に開かれた教育課程」の考え方はどこに向かうのか？
→ 「現実の社会にある矛盾や課題に向き合い、全ての人が幸せに暮らせるような社会づくり」に向かう？
→ 「現在の競争社会を肯定し、それを生き抜くことができる『都合の良い人材』の育成」に向かう？

→結果的に創り出される将来の社会のありようが大きく変わる

3

4

子どもの「居場所」を巡る問題を考える

人間にとって居場所を失うということ

↓
健全な居場所が保障されること
健全な居場所を創り出す力を育むこと居場所を考える上で問われるべきこととして...
「現在の社会の中で居場所を見つけよう」とすると
「すべての人に居場所がある社会を創ろう」とことは同義ではない↓
だからこそ、「人権」という価値が重要になる

保育実践と「居場所」

健全な居場所が保障される

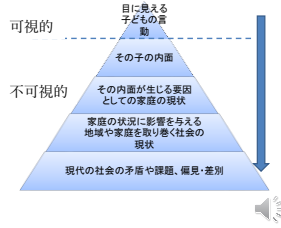
↓
居場所の構成員になる↓
居場所を創り出す人になる**保育者は、本当にすべての子どもの居場所を創り出しているか**
子どもたちが、全ての人の「居場所」を創りだせる保育をしているか

5

6

子どもが抱える課題に「出会う」とは
どういうことか？
～子ども理解に関わる要因について～

- 子どもの側に立ち切ること
- 子どもが園で見せている姿の背景に気づくこと
- 保育者の人権への感性を高めることの必要性(人権研修、当事者との出会い、フィールドワーク)



7

2、マイノリティとマジョリティの関係性を考える

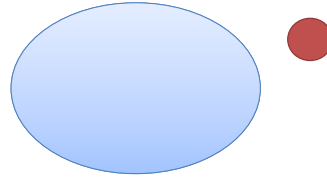
「人権問題」を考える基礎として

8

(1)人権問題における「マジョリティ」と「マイノリティ」の関係性

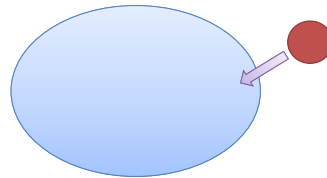
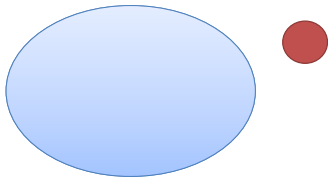
- 多数派集団(マジョリティ)と少数派集団(マイノリティ)とは？
→マジョリティとマイノリティの区分は、単なる人数の問題ではない。社会的に力を持っている層と、力を奪われている層の問題である。

「多様化する社会」はどう向かうべきか



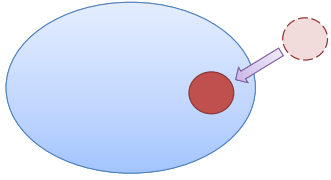
9

10

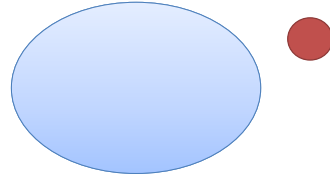


11

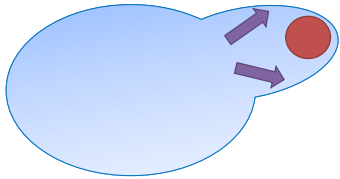
12



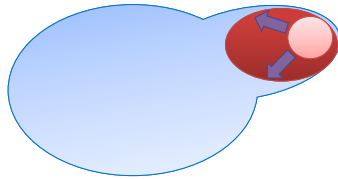
13



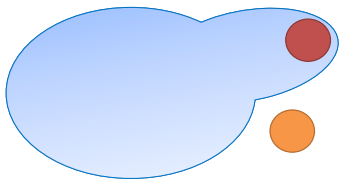
14



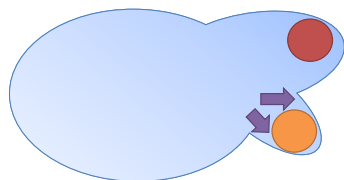
15



16



17



18



問題が起こるのは、相違点それ自体があることではなく、相違点にみんながどのように反応しているかによって起こるのです。

(Lダーマン・スパークス著「ななめから見ない保育」より)

19



(1) 子どもの人権に関わる2つの課題

- 「子どもの人権」を如何に守るか？
→差別／虐待／貧困／戦争など
- 子ども自身の「人権意識」をどう育てるか？
→人権保育・教育の課題

21



その為には、

1. おとなの子ども観・教育観の問い直し
2. 乳幼児は弱い立場にあることを自覚し、おとなのあり方を見直すこと
3. 人権の視点から、乳幼児を取り巻くおとなや社会的な環境を問い直すこと

が求められる。



23

3、子どもの人権とは何か？

20



(2) 子どもの権利の特質

- 子どもは「権利を行使する主体」であるが、発達の特質から、自分で自己の権利を行使することが難しい。
- 故に、「権利を侵害する可能性のあるおとなに、自己の権利を行使する仲介してもらわなければならない」存在である。
(玉置 1991)

それ故に、

- 「おとなが子どもを尊敬の対象として、侵すことのできない権利の主体として把握すること」が必要。

22



(3) 「子どもの人権」をいかに守るか

- 前提として
子どもは社会的な存在であり、社会的な諸問題の影響をダイレクトに受けている。

例えば・・・



24

● 「児童虐待」

→虐待は、「子どもを愛せない悪い親」がいるから起こることなのか？

例：杉山春（2013）「ルガ虐待：大阪二児置き去り死事件」、ちくま新書

● 「学力問題」

→学力と貧困問題の関連性

さまざまな差別・貧困・戦争等の問題も同様

このように考えていくと、子どもの人権を考える上で、次のことを確認する必要がある。

- ・「子どもは社会の矛盾を直接的に受けている存在である」
- ・特に、さまざまなマイノリティ性を持つ子どもたちは社会的に不利な状況に立たされたり、生きづらさを抱えさせられたりする可能性が高い
- ・故に、システムやおとなが置かれた状況を問直すことで、社会の矛盾を克服することが必要。



子どもの人権を守るための「仕組み」を作る

25

26

（４）「子どもの権利条約」から考える

【子どもの権利条約】

- ・1989年に国連総会で採択され、1990年に発効した、子どもの基本的人権を保障するために定められた54の条文からなる条約。
- ・日本も1994年に批准（条約を認め、国の方針として位置付けること）。
- ・現在、196の国・地域がこの条約を締約。
- ・子どもの権利条約では、子どもを一人の人格、おとなと同じ権利を持つ主体として認める。その上で、子どもたちの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るように定めている。（参考：日本ユニセフホームページ）

27

多くの条文の「締約国は」という書き出し

- ・子どもの権利条約に書かれている内容は、この条約を批准した国が「子どもの権利を尊重するための仕組みをいかに作るか」を方向づけたもの。

【子どもの権利条約 第30条】

「民族、少数者もしくは言語上の少数者、または居住地が存在する国においては、当該少数者は先づ言語する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない。」（国際教育法研究会訳）

- ・この条文は、「みんなが、少数者や先住民の子どもへの思いやりや優しさをもって関わらしましょう」と述べているのではない。
- ・そもそも、人権を尊重することを、優しさや思いやりといった「態度」の問題だけで考えることは誤り。
- ・少数者や先住民の子どもたちが自分たちの文化・信仰・言語を持つことを当然の権利として認めた上で、「その権利が尊重される『仕組み』を、締約国は作らなければならない」ということを述べている。

28

（５）保育・教育の現場が果たす役割

- ・子どもの権利が尊重される「仕組み」を実際に動かす役割
保育者・教師自身が子どもの権利条約の精神と『仕組み』の意味を理解し、子どもの権利を尊重した関わりを行う存在である必要。
- ・「仕組み」の必要性に気づき、声をあげる役割
今、日本国内にある保育や子育ての仕組みが、子どもの権利を尊重できるものに必ずしもなっていないことも事実。
日本国内の子どもの権利を巡る状況を理解し、課題を指摘する取り組みが必須。
保育者や教師は、子どもの最も近くにいる存在。だからこそ、子どもの権利を尊重するための仕組みの不十分さや新たな仕組みの必要性にも気づける立場。子どもにとってもっともよい仕組み（子どもの最善の利益を実現する仕組み）を作るためにも、気づきをもとに声をあげる役割を果たすことが求められているのではないのか？

29

（６）コロナ禍の中での子どもの人権

- ・パンデミックなどの非常事態の中では、社会の中の矛盾や差別構造がより鮮明に浮かび上がってくる可能性が高い。
 - 子どもの貧困
 - 学力格差の問題
 - 虐待リスクの高まり
 - 朝鮮学校幼稚班へのマスクの不支給 など
- ・各現場で見いだされた子どもの人権にかかわる危機的状況に気づく立場として、保育・教育の現場からの「現状の報告」と「必要な仕組み」の指摘は重要。

30

前半の終わりに



31